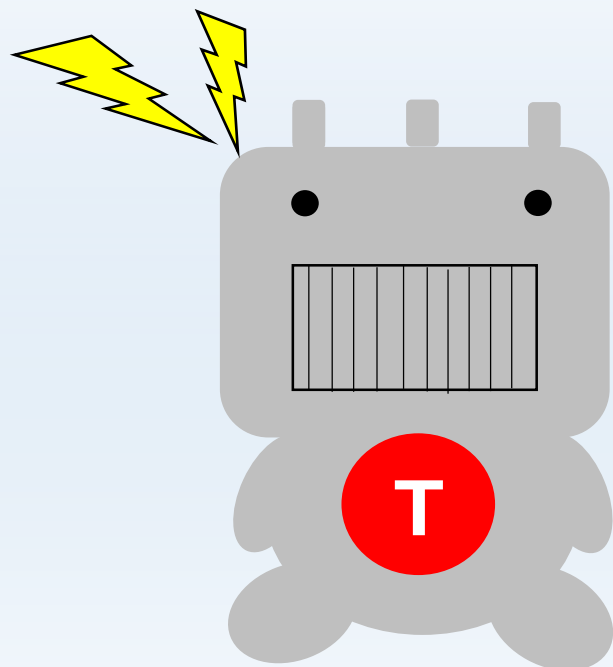


令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)

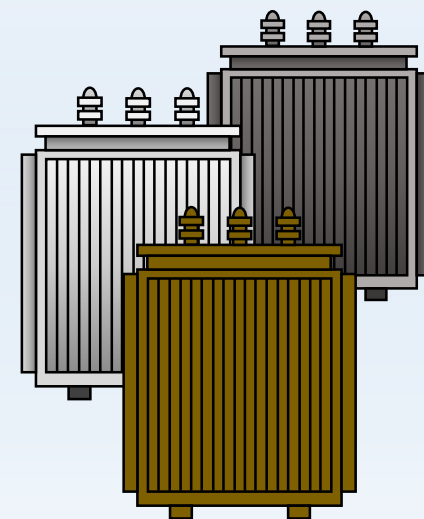
PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業

PCB汚染変圧器の高効率化のための補助金制度について

説明会資料



CO₂削減と
PCB廃棄物の
早期処理を
同時に推進



令和5年度



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

技術部 変圧器補助金事務局

【財団について】

WMF 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

債務保証事業

助成事業

振興事業

適正処理推進事業

関連事業

適正処理推進業務



PCB等処理推進業務



汚染土壌・除去土壌等関連業務

安定型処分場関連業務



資源循環推進業務

再生品認証業務

処理業者の育成、排出事業者の支援および
産業廃棄物の適正処理の確保を図り、
生活環境の保全と、経済の健全な発展に
寄与することをめざしています。



☆「**産廃振興財団**」と覚えてください



ご説明の内容

1	補助金制度の概要	P.4
2	PCBについて	P.6
3	補助金制度の対象事業	P.7
4	補助対象外の費用例	P.11
5	間接補助金を申請できる者	P.12
6	手続きの流れ	P.13
7	交付申請について	P.14
8	事業の進め方について	P.17
9	お問い合わせ窓口	P.18

1-1. 補助金制度の概要

■ 補助対象事業の種類

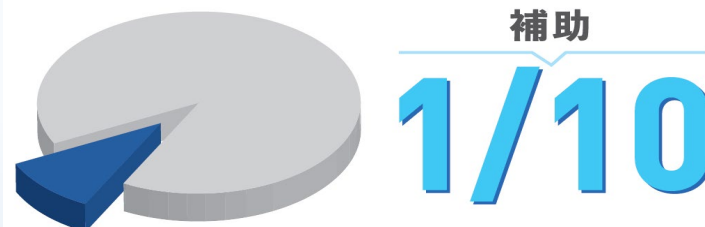
- ① 低濃度PCBに汚染された疑いのある変圧器の分析調査事業
- ② 低濃度PCB汚染変圧器から高効率変圧器※への交換事業
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象)
- ③ 上記①と②を一体的に行う事業

※ 補助対象となる高効率変圧器は、省エネルギー基準達成率125%以上の変圧器

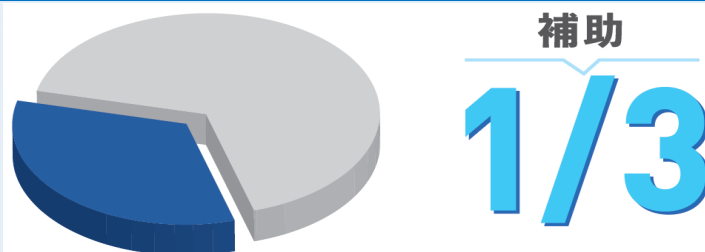
■ 交付申請対象者

- ① 民間企業
- ② 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
- ③ 法律により設立された法人
- ④ 個人事業主又は個人
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者
- ⑥ 上記に対してリース方式により高効率変圧器を導入する事業者

分析調査費用



交換費用



※ 工事費・設備費・その他承認した必要経費
※ 上限：100万円 (詳しくはHPをご参照下さい。)

※ 既に実施している事業 (分析や交換に着手してしまったものや完了したもの) は対象外

※ 一事業者で多数の変圧器交換を申請する場合は、事前にご相談ください。

- 申請期限 令和5年10月31日 (火) 15:00 まで
- 補助金交付決定後に事業開始 (未着手事業が対象)
- 報告書提出 令和6年1月31日 (水) まで

1-2. 補助金制度に関する要綱、規程類

財団

交付規程
交付規程実施細則
公募要領

間接補助事業者（応募者）
に対しての規定

補助金申請の進め方ガイド
完了実績報告書と経理処理
の手引き
チェックリスト
記入マニュアル

間接補助事業者（応募者）
に対しての詳細説明資料

ご申請前に
必ずお読み
ください

※上記資料は財団ホームページに掲載されています⇒ https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r5/

2. PCBについて

PCB
Polychlorinated biphenyls
ポリ塩化ビフェニル

- ◆ 人工的に作られた、主に油状の化学物質
- ◆ 不燃性で電気絶縁性が良い ⇒ 絶縁材などに使用
- ◆ 脂溶性で生物濃縮率が高い ⇒ 健康被害を及ぼす

昭和28年から昭和47年に製造された変圧器にPCB使用

昭和47年
PCB使用禁止

処分期間終了

高濃度PCB使用電気工作物⇒廃止、処分の義務付け

平成5年までに製造された変圧器：PCB汚染の可能性

※平成6年までに出荷された富士電機製変圧器にはPCB汚染の可能性があるとされています。

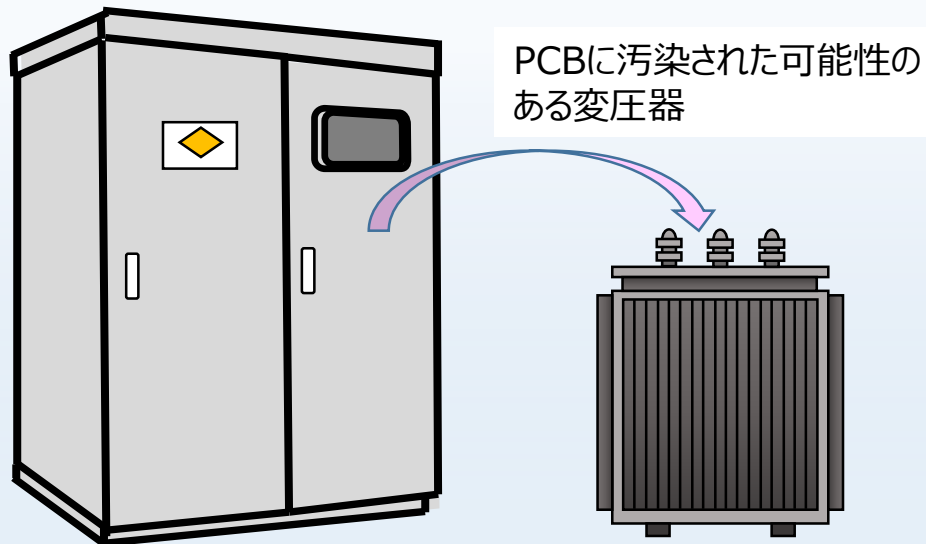
低濃度PCB廃棄物の
処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

3-1. 補助金制度の対象事業の種類

① 調査事業

変圧器のPCB含有の有無調査

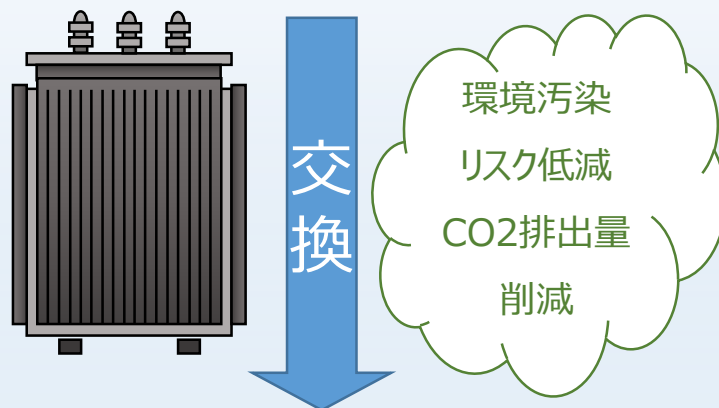


平成5年以前に製造された変圧器等

② 交換事業

高効率変圧器に交換

PCB汚染変圧器



高効率変圧器

③ 調査交換事業 ①と②を一体的に行う事業

③調査交換事業での申請を行った場合は、①調査事業を実施してPCB汚染変圧器が発見された際、②交換事業の申請を新たに実施する必要がありません。

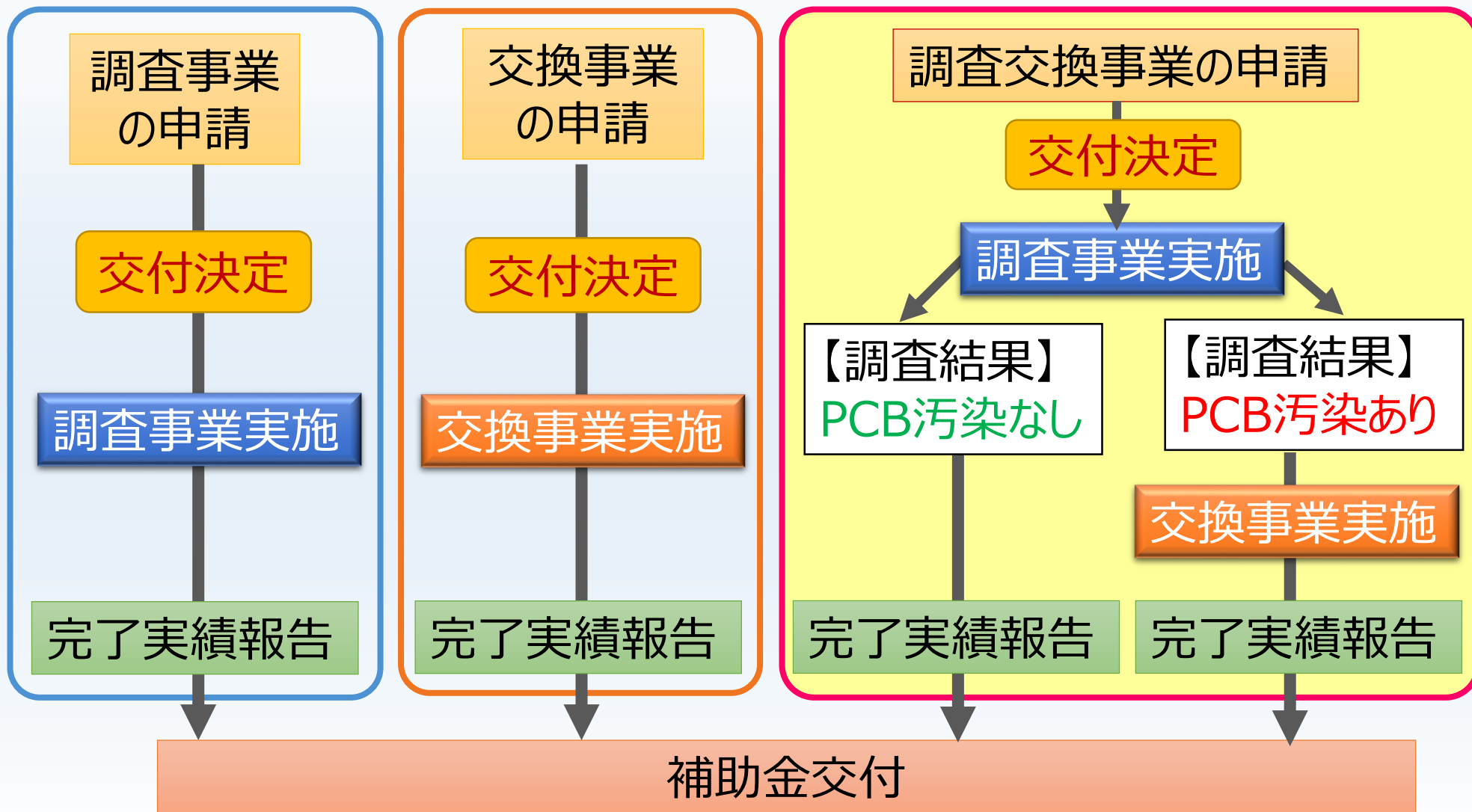
3-2. 各対象事業の流れ

① 調査事業

② 交換事業

③ 調査交換事業

① 調査事業と② 交換事業を一体的に行う事業



3-3. 補助金制度の対象事業の要件

① 調査事業 (公募要領P.4)

PCBに汚染された可能性のある変圧器に係る調査

1) 平成5年以前製造等の使用中変圧器の調査であること

↑
微量PCBが混入している可能性有り

2) PCB含有が発見された場合、PCB汚染変圧器を下記の
ア)、イ) に従い、適正に処理すること

ア) PCB汚染変圧器の使用廃止後、PCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) PCB汚染変圧器の使用廃止後、低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理すること



※ ア)、イ) について、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業スケジュール表に実施予定年月を記載すること

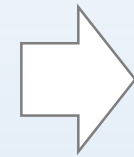
3-4. 補助金制度の対象事業の要件

② 交換事業 (公募要領P.4)

PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換

- 1) 使用中のPCB汚染変圧器の交換であること
- 2) 交換により生ずるPCB廃棄物の処理を下記の*ア)*、*イ)* に従い、適正に処理すること

ア) 完了実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出



自治体

イ) 低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理

- 3) 交換する高効率変圧器が省エネルギー基準達成率 125%
以上（基準エネルギー消費効率の80%以下）であること

※基準エネルギー消費効率の算定式は、平成24年3月30日経済産業省告示第71号「変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」による

4. 補助対象外の費用例

- 1) 既設変圧器の撤去費用
- 2) PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- 3) 作業に伴って発生するウェス、手袋等のPCB廃棄物の処理費用
- 4) 既設の変圧器と異なった場所に高効率変圧器を設置する際の場所移動に係る費用
- 5) 変圧器の所有者が自ら行う作業や管理費
- 6) 予備品など（交換部品、メンテナンス工具など）
- 7) 交付申請等の委託費用（コンサル費、代書費など）
- 8) 官公庁などへの申請、届出費用

5. 間接補助金を申請できる者

- (ア) 民間事業者
- (イ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (ウ) 法律により設立された法人
- (エ) 個人事業主又は個人
- (オ) その他環境大臣の承認を経て財団が適当と認める者
- (カ) (ア)から(オ)に対してリース方式により高効率変圧器を導入する民間企業

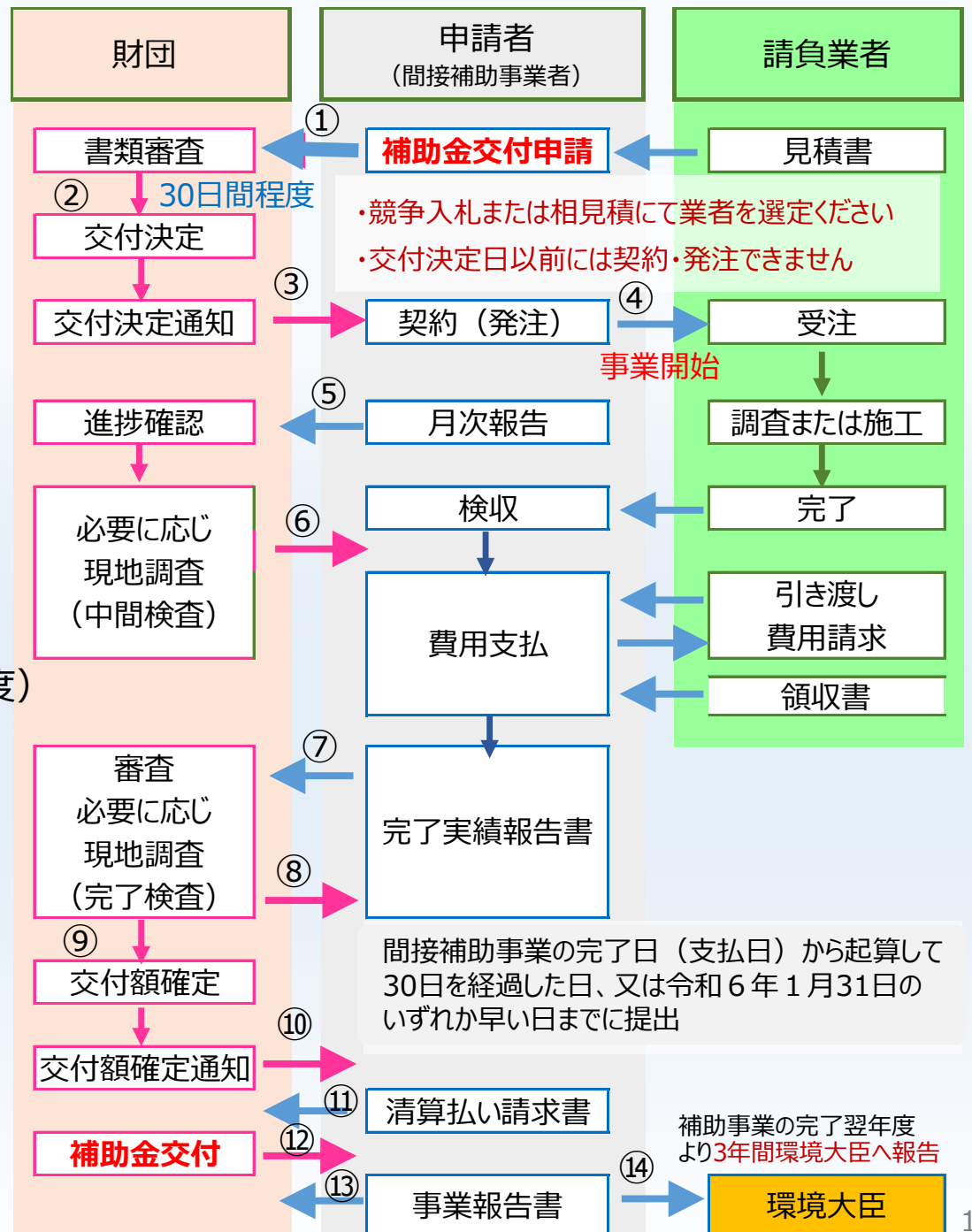
※この場合リース会社が代表事業者、導入企業が共同事業者となる

国及び地方公共団体の機関は申請できません

6. 手続きの流れ (ガイドP.3)

- ①申請者：交付申請書の提出（要配達記録）
- ②財 団：交付申請書の審査（約30日間程度）
- ③財 団：交付決定通知（メール）
- ④申請者：業者に発注
- ⑤申請者：月次報告を提出（メール）
- ⑥財 団：必要に応じて、現地調査（中間検査）
- ⑦申請者：支払い完了後完了実績報告書提出（メール）
- ⑧財 団：必要に応じて、現地調査（完了検査）
- ⑨財 団：完了実績報告書の審査（約30日間程度）
- ⑩財 団：交付額確定通知（メール）
- ⑪申請者：精算払請求書を提出（メール）
- ⑫財 団：補助金を指定口座に入金
- ⑬申請者：着金を確認して、財団に連絡（メール）
- ⑭申請者：環境大臣に事業報告書提出（調査事業は不要）

申請者：財産管理及び環境省への報告
会計検査院受検対応



7-1. 交付申請について

申請期間・送付方法

■ 申請締め切り：**令和5年10月31日（火）15時必着**

（予算額に達した時点で受付を終了します。）

■ 送付方法：**書留郵便等の配達記録が残る方法**（持ち込み不可）

【ご注意】財団事情に起因するもの以外の理由で、
期限を過ぎて到着したものは受理しません。

■ 送付先：
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号
ヒューリック虎ノ門ビル10階
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
技術部変圧器補助金事務局 宛

〒105-0001

配達記録の残る
書留郵便などで
送付

交付申請書
調査交換

■ 表記：宛名面に『交付申請書』・『事業名』を**朱記**してください。

郵送物の混在を防止するためご協力をお願いします。

■ 財団到着順に審査します。標準的な審査期間は30日です。

7-2. 交付申請について

申請書類ファイル方法（公募要領P.10,ガイドP.4～5）

● 正本：1部

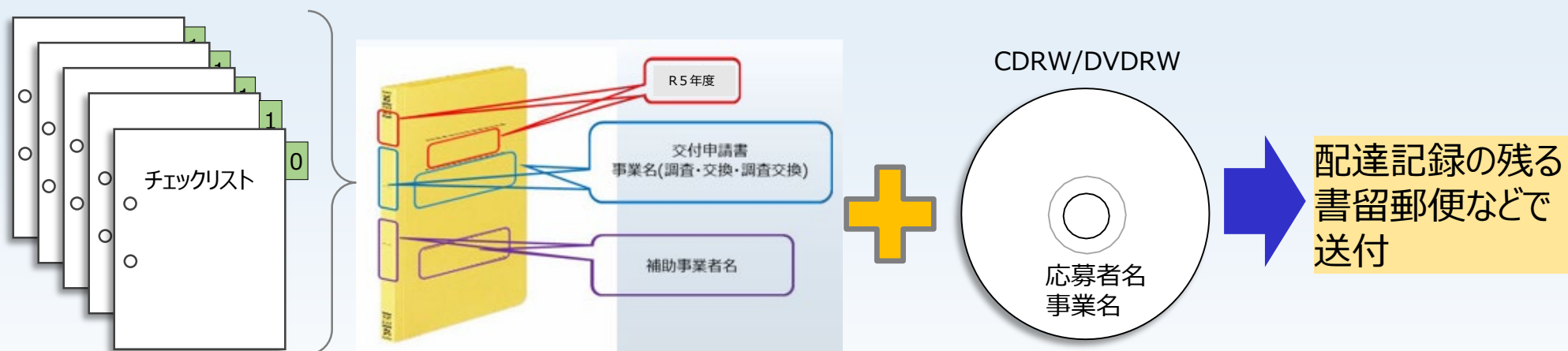
『交付申請書提出書類チェックリスト』と同じ番号のインデックスラベルを付けて、紙ファイルに綴じてください。

ファイルの表紙面・背表紙に、年度・交付申請書・事業名(調査・交換・調査交換)・事業者名を記載

● 電子媒体(CDRW/DVDRW)：1部（正本の内容すべて）

CDRW/DVDRWに応募者名・事業名を記入

格納するファイル名には、インデックスラベルと同じ番号を付ける



提出いただいた資料は返却しません

書き込み可能な“RW”タイプ

7-3. 提出必要書類

- 1) 様式第1 交付申請書、【別紙1】実施計画書、【別紙2】経費内訳
- 2) 既設変圧器一覧表及び設置場所図面
- 3) 高効率変圧器一覧表及び設置計画図（調査事業は提出不要）
- 4) CO2削減量計算表（調査事業は提出不要）
- 5) 事業スケジュール表
- 6) 見積書及び見積書の根拠資料（**2者以上の見積書を添付**）
- 7) 申請企業の概要資料
- 8) 既設変圧器の所有者確認資料
- 9) 暴力団排除に関する誓約書
- 10) その他参考資料、補足説明資料など（必要に応じて提出）

9. お問い合わせ窓口

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
技術部 変圧器補助金事務局

- TEL : 03-4355-0161
平日10時から17時（12時から13時を除く）
- E-mail : trans-info@sanpainet.or.jp
- 財団ホームページからのお問い合わせ

https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r5/inquiry.html

ご清聴
ありがとうございました

